

議案第 149 号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 11 月 30 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市市税条例(平成 13 年さいたま市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第 10 条 法第 20 条の 10 の納税証明書(第 8 2 条の 3 第 1 項の証明書を除く。)の交付手数料は、証明書 1 枚ごとに 200 円とする。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については手数料を徴しない。 2 [略]	(納税証明書の交付手数料) 第 10 条 法第 20 条の 10 の納税証明書の交付手数料は、証明書 1 枚ごとに 200 円とする。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については手数料を徴しない。 2 [略]
(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第 17 条 前条第 2 項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を 10 万円以下の過料に処する。 2・3 [略]	(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第 17 条 前条第 2 項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を 3 万円以下の過料に処する。 2・3 [略]
(寄附金税額控除) 第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に	(寄附金税額控除) 第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に

相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの

ア~ウ [略]

(4) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、別に条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、第35条の2第10項第4号及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの

ア~ウ [略]

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第21条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額に

ついて、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであって、当該納税義務者が第21条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

3 [略]

（市民税の申告）

第28条 第14条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公

3 [略]

（市民税の申告）

第28条 第14条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公

的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第4号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の②に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～4 [略]

5 第14条第1項第1号の者は、第24条の2第1項（同項第4号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

第29条 [略]

2 前項本文の場合において、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の②に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

第29条 [略]

2 前項本文の場合において、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第58条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な事由がなく提出しなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(固定資産税の課税標準)

第68条 [略]

2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第83条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第74条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)

第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料は、証明書1件ごとに200円とする。

2 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第30条 市民税の納税義務者のうち第28条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第58条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な事由がなく提出しなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(固定資産税の課税標準)

第68条 [略]

2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第83条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第74条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第82条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1件ごとに200円とする。

2 [略]

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第84条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第83条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第95条 軽自動車等の所有者等又は第88条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第106条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第107条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第2項に規定する書類及び第107条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 [略]

3 第107条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しないもので、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければなら

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第84条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第83条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第95条 軽自動車等の所有者等又は第88条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第106条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 [略]

3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しないもので、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければなら

ばならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

4・5 [略]

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第106条の2 たばこ税の申告納税者が前条第1項又は第2項の規定による申告書を正当な事由がなく当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(製造たばこの返還があった場合における控除等)

第107条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に市長に提出すべき第106条第1項又は第2項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準数量に対するたばこ税額(第104条第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額(当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第106条第1項から第3項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付を受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は還付する。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

ない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

4・5 [略]

(製造たばこの返還があった場合における控除等)

第107条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に市長に提出すべき前条第1項又は第2項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準数量に対するたばこ税額(第104条第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額(当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、前条第1項から第3項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付を受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は還付する。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第113条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第119条の2 特別土地保有税の納税義務者が法第599条第1項の規定による申告書を正当な事由がなく同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第138条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第148条の2 事業所税の納税義務者が第143条第1項、第2項又は第4項の規定による申告書を正当な事由がなく当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第149条 第148条の規定により申告すべき者が同条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(都市計画税の納税義務者等)

第113条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第138条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第149条 前条の規定により申告すべき者が同条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を3万円以下の過料に処する。

2・3 [略]

(都市計画税の納税義務者等)

第152条 [略]

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格に当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 [略]

附則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第15条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項又は附則第43条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、第35条の2第10項第4号及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第152条 [略]

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格に当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 [略]

附則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第15条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項又は附則第43条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第21条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第24条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第21条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第24条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第37条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第15条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第2項で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 法附則第6条第4項に規定する期間の各年度分の個人の市民税に限り、同項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第

(4) 前年中の所得について附則第41条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について附則第36条の2第1項、附則第38条第1項、附則第42条第1項又は附則第43条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第19条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該越える部

24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 [略]

2~4 [略]

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

6~9 [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第28条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 [略]

2~4 [略]

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

6~9 [略]

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

(3)・(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第38条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第41条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金

並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第38条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第41条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定める

得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定める

ところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

ところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第43条の4第4項」とする。

(3)・(4) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び附則第15条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第15条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第43条の4第4項」とする。

(3)・(4) [略]

6 [略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第6項、第16項若しくは第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 [略]

2 第63条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第4項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

6 [略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは、「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 [略]

2 第63条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

(さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例の一部を改正する条例(平成20年さいたま市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (個人の市民税に関する経過措置)	附 則 (個人の市民税に関する経過措置)
第2条 [略]	第2条 [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
6 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第36条の2第1項に	6 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第36条の2第1項に

規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

7～12 [略]

13 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第42条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第42条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第42条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第42条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

14～17 [略]

18 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に新条例附則第43条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

7～12 [略]

13 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第42条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第42条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第42条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第42条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

14～17 [略]

18 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に新条例附則第43条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 附則第43条の改正及び附則第42条の7の次に1条を加える改正並びに次条第4項の規定 <u>平成27年1月1日</u></p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 改正後の条例附則第43条の規定は、<u>平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 附則第43条の改正及び附則第42条の7の次に1条を加える改正並びに次条第4項の規定 <u>平成25年1月1日</u></p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 改正後の条例附則第43条の規定は、<u>平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第17条第1項の改正、第30条第1項の改正(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、第58条第1項、第74条第1項、第84条第1項、第95条第1項並びに第106条第1項及び第3項の改正、第106条の次に1条を加える改正、第107条及び第113条第1項の改正、第119条の次に1条を加える改正、第138条第1項の改正、第148条の次に1条を加える改正並びに第149条第1項の改正並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中第24条の2第1項及び第28条の改正、第30条第1項の改正(「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に改める部分に限る。)、附則第15条の4の次に1条を加える改正並びに附則第16条第2項の改正(「前条」を「附則第15条の4」に改める部分に限る。)並びに次条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中附則第16条第1項の改正及び同条第2項の改正(「前条」を「附則第15条の4」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 平成25年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「新条例」という。

)第24条の2及び附則第15条の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第24条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例第28条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第28条の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動促進法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

4 新条例附則第16条第1項及び第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前のさいたま市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第16条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 平成24年1月1日から同年12月31日までの間における旧条例附則第16条第2項第2号の規定の適用については、同号中「前条」とあるのは、「附則第15条の4」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第19条第5項の規定は、平成23年10月23日以後に新築さ

れる同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から平成23年10月22日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）附則第1条第10号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第54条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。